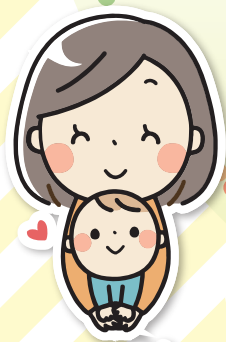


産後ケア事業 ご案内



頼れる
相談先が
できて
嬉しい。

一人で悩まないで！

産後のお悩み・不安をひとりで抱えないで

夜泣きで
ワタワタ！
少し休みたい。



相談してみよう！



わからないことが
相談できた。

利用できる方 北九州市に住所がある、
出産後1年を経過しない保護者と赤ちゃんで、
感染症状がなく、医療行為が必要でない方のうち、
産後ケアを希望する方。



北九州市 産後ケア 🔍



妊娠中からの
お問合せ、ご見学を
お勧めします！

- 主な支援**
- 健康管理や母乳のケア
 - 育児相談や指導
 - 体重測定、発育や発達のアドバイス
 - 沐浴方法や皮膚の手入れのアドバイス 等

産後ケアの種類と利用料

宿泊型	通所型	通所型(短時間)	居宅訪問型
利用料	利用料	利用料	利用料
一般世帯 3,000円 減免世帯 1,000円	一般世帯 1,000円 減免世帯 300円	一般世帯 500円 減免世帯 150円	一般世帯 1,000円 減免世帯 300円
利用時間	利用時間	利用時間	利用時間
1泊2日(10時～翌10時の間) 3食(翌日朝食含)	6～7時間(9時～17時の間) 1食	2～3時間(9時～17時の間) 【利用期間】生後4ヶ月未満	2～3時間程度 (9時～17時の間)

利用の上限 ● それぞれのサービスを通算して、最大7日まで。そのうち通所型(短時間)については最大3日まで。

※利用料は、直接事業所にお支払いください。利用料は食事代を含んだ金額です。
 ※自己負担額の減免を希望する方は、裏面をご参照ください。
 ※居宅訪問型では、利用料のほかにスタッフ派遣に必要となる交通費実費相当がかかります。金額は事業所へお問い合わせください。
 ※宿泊型や通所型(短時間含む)への交通費は、実費です。

利用の方法

利用の申請 ・ 利用登録

●利用希望の事業所へ連絡し、利用や日程等ご相談ください。

※連絡先は北九州市ホームページの事業所一覧をご覧ください。

※里帰り等で市外で利用する場合は2週間前までに子育て支援課へ申請が必要です。

●利用が決まれば、事業所へ

産後ケア事業登録利用申請書の提出が必要になります。

※事業所の状況によっては、希望日に利用できない場合があります。



北九州市 産後ケア

産後ケア利用

●ご利用の際は、必ず母子健康手帳をご提示ください。

- | | | |
|----------|---------|--------------|
| ① 母子健康手帳 | ② 健康保険証 | ③ 北九州市子ども医療証 |
| ④ ベビー服 | ⑤ オムツ | ⑥ バスタオル |
| ⑦ 母乳パッド | ⑧ 母の着替え | ⑨ 洗面用具 等 |

準備するもの

【減免を希望する方のみ】

- ㊦ 生活保護世帯は保護受給証明書の写し
- ㊧ 市民税非課税世帯は生計中心者の市民税非課税証明書の写し
(4月から6月までの間に申込の場合は、前年度の非課税証明書の写し)

※詳細は事業所へお問い合わせください。



注意事項

キャンセルや変更は、早めに事業所へご連絡ください。

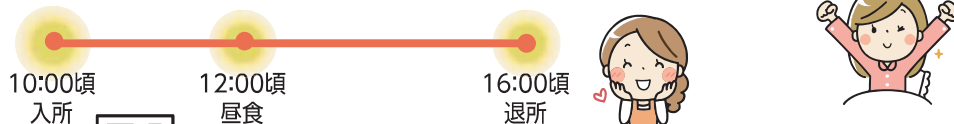
- キャンセル料金については、事業所にご確認ください。
- 利用日の2日前の17時以降のキャンセルは費用が発生します。

タイムスケジュール【例】

宿泊型



通所型



通所型 (短時間)



居宅訪問型



区役所 こども家庭センター（健康相談コーナー）

門司	093-331-1888	八幡東	093-671-6881
小倉北	093-582-3440	八幡西	093-642-1444
小倉南	093-951-4125	戸畑	093-871-2331
若松	093-761-5327		

子育てのご相談は、
お気軽にお住まいの
区役所にご連絡ください

産後ケア事業の手続き等ご不明な点は子育て支援課へ 093-582-2082

